**申　入　書**

東京都教育委員会

教育委員長　木村　　孟　　殿

教育長 　　比留間　英人　殿

＜申し入れの趣旨＞

１．東京都教育委員会が、本会の「卒業式、入学式に係わり10.23通達に基づく新たな懲戒処分を決定しないこと」（3月18日）との申し入れにもかかわらず、３月２９日、卒業式での職務命令違反を理由に６名の教職員（都立高校５名・戒告、特別支援学校１名・減給10分の1・1月）の懲戒処分を発令したこと、また、「卒業式、入学式で処分を受けた教職員を対象とした『服務事故再発防止研修』を行わないこと」（同月同日）との申し入れを無視して、４月５日、同研修を強行実施したことに対し改めて厳重に抗議します。

　　この卒業式処分で、卒業式・入学式等で「日の丸・君が代」を強制する10.23通達（2003年）に基づく処分者数は延べ４４７名となりました。

２．最高裁判決は、起立斉唱行為が、「思想及び良心の自由」の「間接的制約」であることを認め、減給以上の処分については、「戒告を超えてより重い減給以上の処分を選択することについては，本件事案の性質等を踏まえた慎重な考慮が必要」「処分が重きに失し、社会観念上著しく妥当を欠き、懲戒権者の裁量権の範囲を超え、違法」として減給1ヶ月の懲戒処分を取り消しました。最高裁が、都教委による従来の累積加重処分に一定の歯止めをかけたのです。

また、判決は決して無条件で戒告処分を認めたものではなく、多数意見は「裁量権の範囲内における当不当の問題として論ずる余地がある」と述べており、宮川光治裁判官は反対意見で「戒告処分でも重きに過ぎ、社会通念上著しく妥当性を欠き、裁量権の逸脱・濫用にあたる」としています。

３．ところが、今次卒業式で都教委は、「戒告では秩序の維持が困難」（朝日新聞 3月30日）として１名（特別支援学校教員）に減給10分の1・1月の懲戒処分を発令しました。これは、最高裁判決の趣旨をねじ曲げ、ないがしろにするもので許すことはできません。

　　また、最高裁判決は、上記２の判示に加えて、硬直化した処分行政による教育環境の悪化を危惧して、「適切妥当な解決のための具体的な方策を見いだすよう最大限の努力」を求めると述べており、これらを考慮することなく発令された５名（都立高校教員）に対する戒告処分も断じて容認できません。

４．「繰り返し同一内容の研修を受けさせ、自己の非を認めさせようとするなど、公務員個人の内心の自由に踏み込み、著しい精神的苦痛を与える程度に至るものであれば、そのような研修や研修命令は合理的に許容される範囲を超えるものとして違憲違法の問題を生じる可能性があるといわなければならない」（2004年7月23日　東京地裁民事１９部決定）に反するという私たちの主張を顧みることなく強行実施された「服務事故再発防止研修」は、被処分者（受講者）に対する長時間にわたる精神的・物理的圧迫です。

５．来る４月２５日の東京都教育委員会定例会で入学式に係わる懲戒処分を決定すると思われます。10.23通達（2003年）から１０年経ち、同通達発出時の教育委員は内舘牧子氏ただ一人になっています。私たちの申し入れを教育委員全員に伝え、同通達に係わる懲戒処分について同委員会で真摯かつ慎重に議論し、これまでの教育行政及び10.23通達を見直すことを強く求めます。

以上の趣旨から、以下の諸点を申し入れます。

＜申し入れ事項＞

１　東京都教育委員会定例会で入学式に係わり10.23通達に基づく新たな懲戒処分を決定しないこと。

２　最高裁判決を遵守し、「秩序の維持」の理由だけで「累積加重処分」を行わないこと。

３　教育委員会で改めて慎重に議論し、これまでの教育行政及び10.23通達を見直すこと

４　入学式で処分を受けた教職員を対象とした「服務事故再発防止研修」を行わないこと。

５　同研修対象者に受講前報告書の作成を強要しないこと。

６　都教育庁関係部署（人事部職員課、指導部指導企画課、指導部高校教育指導課、教職員研修センター研修センター研修部教育経営課など）の責任ある職員と該当者及び被処分者の会・同弁護団との話し合いの場を研修実施予定日の前に設定すること。

＊　上記「申し入れ」に係わり以下の「質問事項」に回答をお願いいたします。

＜質問事項＞

１．「秩序の維持」の理由だけで「累積加重処分」を行うことは、最高裁判決に違反しているのではないか。

２．卒業式で一人を減給処分にしたことについて、新聞報道によれば都教委は「最高裁判決を踏まえて判断した。戒告では秩序の維持が困難」と説明したという。

　　最高裁判決文では、減給処分を選択する場合に、「学校の規律や秩序の保持等の必要性」に言及しつつ、それと「処分による不利益の内容」との権衡の観点から検討することを求めている。「減給処分による不利益の内容」との権衡を勘案して、なお「当該処分を選択することの相当性を基礎付ける具体的な事情」とは具体的に何かをご説明願いたい。

２０１３年４月１８日

「日の丸・君が代」不当処分撤回を求める被処分者の会・東京「君が代」裁判原告団

＜連絡先＞　同会・同原告団事務局長　近藤　徹

＜回答期限＞　２０１３年５月２日（木）。上記近藤まで文書（ＦＡＸ）で回答すること。